

龜山市公告第31号

龜山農業振興地域整備計画を変更して定めたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書の写しを縦覧に供する。

平成28年5月13日

龜山市長 櫻井 義之

縦覧場所

龜山市本丸町577番地 龜山市環境産業部農政室